

第1条(会員資格)

- 本人会員とは、本規約を承認の上、協同組合エヌシーリンク（以下「当組合」という）にNC-VISAカード（以下「カード」という）のカード会員として入会を申込み、当組合が入会を認めた方を言います。
- 家族会員とは、本人会員が代金の支払いその他の責任を引き受けることを承認した家族で、当組合が適格と認めた方を言います。
- 家族会員の支払責任は、自己的利用に基づく債務に限られます。
- 本人会員と家族会員（以下「会員」という）にそれぞれカードを発行します。

第2条(カードの貸与・有効期限)

- 当組合は、会員本人に当組合が発行するカードを貸与します。なお、カードの所有権は当組合に帰属します。
- 当組合よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該会員ご自身の署名をするものとします。
- 会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・管理するものとします。
- カードは、カード表面に印字された本人のみが利用でき、他人に貸与・譲渡・質入れ或いは担保提供等カードの占有を第三者に移転させることは出来ません。
- カードの使用・管理に際し会員が前3項または4項に違反した場合、その違反に起因してカードが不正に利用されたときは、会員はそのカード利用代金について全て支払の責を負うものとします。
- カードの有効期限はカードに表示し、当組合が引き続き会員として認めた場合に当組合所定の時期に更新するものとします。更新された場合には引き続き本規約を適用し、以後も同様とします。なお、カードの有効期限内におけるカード利用によるお支払いについては、有効期限超過といえども本規約を適用します。

第3条(年会費)

- 会員は、別に定める期日に当組合所定の年会費、盗難保険料を当組合に対して支払うものとします。尚支払済みの年会費、盗難保険料は、脱退または会員資格喪失の場合であっても返還しないものとします。但し、当組合が特に認めた場合、年会費、盗難保険料は免除することがあります。

第4条(暗証番号の登録)

- 会員は入会申込時に当組合所定の方法によりカードの暗証番号を届け出るものとします。
- 暗証番号は他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- カード使用の際に入力された暗証番号と一致を確認してカードが盗用された場合、暗証番号につき盗用その他事故が有っても、会員がその代金について全て支払の責を負うものとします。
- 会員は、当組合所定の方法により申し出ることで、暗証番号を変更することができます。ただし、暗証番号を変更する場合は、カードの再発行手続きが必要となります。

第5条(カードの利用可能額)

- カード利用代金の利用可能額は、本人会員・家族会員のカード利用額を合算して当組合が審査し別途通知した所定の利用可能額以内とします。
- 会員が、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を利用することを禁止します。

第6条(カードの機能)

- 会員は本規約の規定に基づきカードを利用して、日本国内及び日本国外の下記①と②に記載した加盟店（以下総称して「加盟店」という）において商品の購入、サービスの提供（以下、総称して「カードショッピング」という）を受けることができます。
- ①当組合と契約した加盟店及び当組合と連合会日本商店連盟（以下「日商連」という）が契約した日商連全国加盟店（以下総称して「NC加盟店」という）
- ②三井住友カード株式会社（以下「VISA」という）と契約した加盟店及びVISA提携カード会社と契約した加盟店、さらに、VISA International Service Association（以下「VISA International」という）と提携した日本国内及び国外の銀行またはクレジット会社と契約した加盟店（以下総称して「VISA加盟店」という）
- 2.会員はカードを利用して当組合の指定する株式会社岐阜信販（以下「岐阜信販」という）で金銭の借入れ（以下「キャッシング」という）を受けることができます。

第7条(支払方法)

- カードショッピングの利用代金、手数料並びにキャッシングの融資金及びその利息、その他本規約に基づく会員の当組合に対する一切の支払い債務金は、会員があらかじめ約定した当組合の指定する金融機関の預金口座から、口座振替の方法により支払うものとします。

第8条(期限の利益喪失)

- 会員は、次のいずれかに該当したときは、本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいて当組合に対して負担する一切の支払債務について期限の利益を失い当該支払債務の金額を直ちに支払うものとします。
 - ①カードショッピングの2回払い、ボーナス一括払い、分割払いまたはボーナス併用分割払い、リボルビング払いの支払い（分割支払金の支払い）を延滞し、当組合から20日以上の相当な期間を定めて書面で催告を受けたにもかかわらず、その期限までに支払いのなかったとき。
 - ②カードキャッシングの支払金の支払いを1回でも延滞したとき。（但し、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有します）
 - ③1回払いのカードショッピングの支払金の支払いを1回でも延滞したとき。
 - ④2回払い、ボーナス二回払い、リボルビング払い、分割払いまたはボーナス併用分割払いであっても、割戻済方法に定める指定権利以外の権利のカードショッピングの支払金の支払いを1回でも延滞したとき。
 - ⑤会員が営業のためにもしくは営業として結約した売買契約、サービス提供契約（但し、書類販売法に定める業務提供引取販売個人契約または連鎖販売個人契約（以下これらのお約款を総称して「業務提供引取販売個人契約等」という）に該当する場合を除く）となるカードショッピングの支払金の支払いを1回でも延滞したとき。
 - ⑥5のほか書類販売法第35条の3の60第1項各号に定める場合に該当するカードショッピングの支払金の支払いを1回でも延滞したとき。
 - ⑦会員が自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般的な支払いを停止したとき。
 - ⑧強制執行、仮処分、仮差押（但し、信用にないものを除く）の申立てまたは、滞納処分を受けたとき。
 - ⑨破産、民事再生、特別清算、会社更生の申立てを受けたとき、また自らこれを申立てたとき。
 - ⑩債務整理のための和解、調停等の申立てを受けたとき、またはこれらの申立てをしたとき。
 - ⑪債務整理のため、弁護士等に依頼した旨の通知を受け取ったとき。
 - ⑫当組合に対する他の支払債務について期限の利益を失ったとき。
 - ⑬会員が当組合に通知しないで住所を変更し、当組合にとって所在が不明となったとき。
 - ⑭当組合からの書面による通知が申込書上の住所（住所変更がなされた場合は当該変更後の住所）宛に発送されたにもかかわらず、転居先不明、宛所に見当たらず、受取拒絶の理由で通知が到着しなかった場合で当該通知発送の日より25日間経過したとき。但し、通知が到着しなかつたことにつき正当な理由があり、会員がこれを証明したときにはこの限りではないものとします。

- 会員が次のいずれかに該当したときには、当組合からの請求により期限の利益を失い、当組合に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
 - ①商品の購入が会員によって割戻済法第3条の3の60第1項（以下「商行為」という）に該当する場合で、会員が支払金の支払いを1回でも延滞したとき。
 - ②入会申込の際、虚偽の申告があったとき。
 - ③会員がカードを他人に貸す、譲渡、質入れ、担保提供等しました商品の質入れ、譲渡、賃貸、その他当組合のカードの所有権あるいは商品の所有権を侵害する行為をしたとき。
 - ④本規約の義務に違反し、本規約の重大な違反となるとき。
 - ⑤会員の經營する法人につき、破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の申立てまたは解散その他営業の廃止があつたとき。
 - ⑥その他本規約以外の当組合に対する金銭の支払い債務を怠るなど、会員の信用状態が著しく悪化したとき。

第9条(費用等の負担)

- 会員は、支払が遅延したことにより当組合が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替手続き回数1回につき200円（税込）、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき、200円（税込）を別に支払うものとします。
- 会員は、立替代金の支払遅延等会員の都合により、当組合が訪問集金したときは、訪問集金費用として訪問回数1回につき、1,000円（税込）を別に支払うものとします。
- 会員は、当組合より第8条1項①号に基づく書面による催促を受けたときは、当該催促に要した費用を負担するものとします。
- 会員は、当組合が定めるご利用明細書を郵送した場合、110円（税込）の発行手数料を支払うものとします。但し、当該月の請求に法令に基づく交付義務の対象となるご利用分又は当組合が必要と認めるご利用分が含まれる場合、発行手数料は無料とします。

第10条(支払金の充当順位)

- 会員の返済した金額が本規約或いはその他の契約に基づき、当組合に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当組合の定める順序に従って充当するものとします。

第11条(カードの紛失・盗難)

- 会員がカードを紛失・盗難または覚えのない支払請求などが発覚したときは速やかに当組合に連絡の上、最寄りの警察署または交番にその旨届けるとともに、当組合所定の届出用紙を提出するものとします。
- カードの紛失・盗難その他（カードスキミング・フィッシングを含む）の事由により他人に使用された場合の損害は、会員の負担となります。ただし会員がカード盗難保険に加入している場合は、カード保険約款の定めるところにより、その損害の全部もしくは一部が保険により補填されます。
- 前2項の規定にかかるうち、次のいずれかに該当する場合には、前2項の損害の全部を会員が負担するものとします。
 - ①会員の故意または重大な過失によって生じた場合。
 - ②会員の家族・同居人・留守人等の関係者によって使用された場合。
 - ③本規約に違反している状況において、紛失や盗難が生じた場合。
 - ④戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失や盗難が生じた場合。
 - ⑤前1項の過失・過誤を当組合が処理した日の6日前に生じた損害の場合。
 - ⑥本規約第4条3項に該当する場合。

- 会員が当組合または損害保険会社の請求する書類を提出しなかつたり、当組合または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、または、損害防止懇意のための努力をしなかつた場合。
- ⑧その他会員が当組合または損害保険会社の指示に従わなかつた場合。

第12条(カードの再発行)

- カードは、暗証番号変更・紛失・盗難・毀損・滅失等により当組合が適当と認めた場合を除き再発行しないものとします。なお再発行の場合、会員は当組合所定のカード再発行手数料を支払うものとします。

第13条(会員並びにカード使用停止と返却)

- 会員がその都合により脱会となるときは、当組合所定の届出書により当組合宛に届出を行うものとし、同時にカードを返却いただき、本規約に基づく一切の支払債務を完済したときをもって脱会といたします。
- 会員が次のいずれかに該当した場合、当組合は会員に通知することなくカードの使用を停止し、または会員の資格を取消すことができ、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することができるものとします。
 - ①会員時に虚偽の申告をした場合。
 - ②本規約のいずれかに違反した場合。

③カード利用による支払金等、当組合に対する債務の履行を怠った場合。

④会員の信用状態が著しく悪化したと当組合が認めた場合。

⑤カード利用状況が適当でないと当組合が判断した場合。

⑥その他当組合が会員として不適格と判断した場合。

⑦本人会員が前1項および2項目に該当した場合には、家族会員も同様の措置を受けることとなります。

⑧前(2)項に該当し、当組合または加盟店がカードの返却を求めたときは、会員は直ちにカードを返却するものとします。また当組合が当該カードの回収に要した一切の費用は、会員が負担するものとします。

⑨会員は、当組合に届出の住所・氏名・電話番号・勤務先・指定預金口座等について変更が生じた場合には、遅滞なく所定の届出書により当組合に届け出るものとします。

⑩会員は、当組合から通知または送付書類その他のものが遅延または不到達になつても、会員は当組合が通常到着すべきときに到着したものとみなすことによつて異議を提起するものとします。但し、前1項の住所・氏名の変更の届出を行わなかつたことについてやむを得ない事情があるときはこの限りでないものとします。

⑪会員が前1項の変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

⑫会員が本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

⑬会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

⑭会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

⑮会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

⑯会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

⑰会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

⑱会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

⑲会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

⑳会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

㉑会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

㉒会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

㉓会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

㉔会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

㉕会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

㉖会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

㉗会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

㉘会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

㉙会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

㉚会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組合から会員に変更事項を通知した後会員がカードを使用したとき会員は変更内容を承認したものとみなされます。

㉛会員が本規約の変更・承認

本規約の変更について、当組

な書類を提出し、また国外でのカード利用の制限もしくは停止に応じていただきます。

第28条(準拠法)
会員と当組合との諸契約に関する準拠法、すべて日本国法が適用されるものとします。

第29条(協議事項)
この規約の条項を適用することについて疑義を生じたときは、当組合と会員の間で誠意をもって協議し、解決するものとします。
<ショッピング条項>

第30条(カードショッピングの利用方法)

会員は本規約の承認の上、NC加盟店及びVISA加盟店でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことにより、商品の購入とサービスの提供を受けすることができます。尚、売上票への署名に代えて加盟店に設置されている端末機等、所定の手続きに従つていただく場合もあります。会員は、当組合が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他の料金等に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、会員は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録のものとし、カードの更新や種別変更等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたとき若しくは退会・会員資格の取消し等によりカードが無効になった場合には、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続きを行いうものとします。また、会員は、当組合が必要であると判断したときに、会員に代つて当組合がカードの会員番号・有効期限等の変更情報を加盟店(加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当組合以外の法人等を経由する場合を含みます)に対し通知する場合があることを、予め承諾するものとします。なおカードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当組合から複数のカードを貸与している場合には当組合が貸与している別カードへの変更を含むものとします。

第31条(債権譲渡・立替払いの承諾等)

1.会員は、三井住友カードが以下の立替払い又は債権譲渡を行う事、および、以下の債権について、当組合が三井住友カードに対して立替払いを行うことを予め承諾するものとします。

①VISA加盟店等でのカードの利用(会員番号による利用を含む)により生じ、三井住友カードがVISA加盟店等若しくは他のクレジットカード会社等への立替払い又はVISA加盟店若しくは他のクレジットカード会社等からの債権譲渡により所得した債権(これらの場合、三井住友カードが適当と認めた第三者を経由する場合があります)

2.会員は、第31条各号の定めにより三井住友カードが取得した債権について、当組合または三井住友カードが必要又は適当と判断した場合には当組合から三井住友カードに対する立替払いが行なわれず、三井住友カードが直接会員に対し支払を請求する場合があることを予め承諾するものとします。

3.会員は、前項その他必要な場合には、当組合が三井住友カードに対し、支払い請求・回収等のために必要な個人情報を提供することを予め承諾するものとします。

第32条(所有権留保に伴う特約)

会員は、会員がカード利用により購入した商品の所有権が、当該商品の立替払いに係る債務が完済されるまで当組合に留保されることを認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。

1.善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、譲渡・賃貸・質入或いは担保提供その他、当組合の所有権を侵害する行為をしないこと。

2.商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を当組合に連絡するとともに、当組合が商品を所有していることを主張・証明してその排除に努めるこ

第33条(カードショッピング利用代金の支払方法)

1.カードショッピングの利用代金の支払方法は、NC加盟店、VISA国内加盟店及びVISA国外加盟店により下の表の通りとします。

	日本国内加盟店	日本国外加盟店
N C 加盟店	・ 1 回 払 ~ 2 4 回 払 ・ リボルビング 払 ・ ボーナス一括 扦 ・ ボーナス併用 扦	
V I S A 加盟店	・ 1 回 扒 ~ 2 4 回 扒 ・ リボルビング 扒 ・ ボーナス一括 扒	・ 1 回 扒

2.会員は、利用代金に分割払手数料を加算した額(以下「分割支払金合計」という)を毎月15日に締切、あらかじめ約定した支払日及び支払方法により支払うものとします。

3.会員の日本国内外におけるカードショッピング利用代金は、所定の売上票、または伝票記載の外貨額をVISAが加盟するVISA International所定の方法で円貨に換算のうえ、国内でのカードショッピング利用代金と同様の方法によりお支払いいただきます。

4.分割支払金の支払いは下記の条件のうちから会員がカード利用の都度指定するものとします。

①支払回数・支払期間・実質年率・分割払手数料は下記の通りとなります。

支払回数	1回	2回	3回	5回	6回	10回	12回	15回	18回	20回	24回	ボーナス一括
支払期間(ヶ月)	1	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	0
実質年率(%)	-	-	15.00	15.00	15.00	15.00	15.30	15.30	15.38	15.38	15.38	-
利用代金100円当たりの手数料額(円)	-	-	2.51	3.78	4.42	7.00	8.31	10.50	12.54	14.00	16.80	-

※ボーナス併用払いの場合、上記実質年率と異なることがあります。

②分割払の場合、ショッピングの分割支払金合計は利用代金に上記の分割払手数料を加算した金額となります。また月々の分割支払金はショッピングの分割支払金合計を支払回数で除した金額となります。ただし月々の分割支払金の単位は10円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。

(支払例: 利用代金50,000円、10回払いの場合)

分割払手数料 50,000円×(7.00円/100円)=3,500円 支払金合計 50,000円+3,500円=53,500円 月々の支払金 53,500円÷10回=5,350円

③ボーナス併用分割払のボーナス支払月は8月または1月とし、最初に到来したボーナスよりお支払いいただきます。ただし、ボーナス支払月の計算総額は1回当たりのカード利用代金の50%以内とし、ボーナス併用回数で均等分割し、その金額を毎月の分割支払金に加算してお支払いいただきます。

④ボーナス1回払の支払月は8月と1月とします。なお、お返済期間は当組合所定の期間に限られてしまい、ボーナス月に一括してお支払いいただきます。

⑤分割払手数料の料率は金融情勢等の事情により変更されることがありますのでご了承ください。

5.リボルビング払いの場合

①会員がリボルビング払いを指定した時は毎月の締切日時点における残債務額に対して毎月②に定める金額を支払うものとします。

②リボルビング払いの月々の返済表

締切日時点の残高	10万円以下	100,001円～200,000円	200,001円～300,000円
月々の支払額	5,000円	10,000円	15,000円

*以後10万円増す毎に5千円ずつ加算されます。

*リボルビング払いの手数料: 実質年率15.0%

*ご利用日から最初の締切日までの期間は手数料計算の対象になりません

(例) (4月15日に12,000円利用された場合)

第1回目お支払日5月8日、弁済金5,000円 (内手数料113円=12,000×15.0%×23÷365)、元金4,887円=5,000円-113円

第2回目お支払日6月8日、弁済金5,000円 (内手数料90円=7,113×15.0%×31÷365)、元金4,910円=5,000円-90円

第3回目お支払日7月8日、弁済金2,230円 (内手数料27円=2,203×15.0%×30÷365)、元金2,203円

*一年を365日として計算します。

*手数料は金融情勢等の変動により改定させていただくことがあります。

第34条(遅延損害金)

1.会員が、カードショッピングの分割支払金を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該分割支払金に対し、以下の年率(1年を365日(閏年は366日)とする割り算)により乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

①支払回数が翌月1回払いもしくはリボルビング払いの取引については、当該分割支払金に対し、年14.6%を乗じた額とカードショッピングの分割支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額のいずれか低い額。但し、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引は除外。

②支払回数が翌月1回払いもしくはリボルビング払いの取引については、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額。但し、割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引は除外。

③上記①及び②の但し書き(割賦販売法第35条の3の60第1項)に関する取引については、当該分割支払金に対し年20.0%を乗じた額。

2.会員が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日至るまでカードショッピングの分割支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

①前項①の取引については、カードショッピングの分割支払金の残金全額に対し、法定利率を乗じた額。年14.6%を乗じた額。

②前項②の取引については、カードショッピングの分割支払金の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額。

③前項③の取引については、カードショッピングの分割支払金の残金全額に対し、年20.0%を乗じた額。

第35条(商品の引取り及び評価・充当)

1.会員が、第8条により期限の利益を喪失したときは、当組合は留保した所有権に基づき商品を引き取ることができるものとします。

2.会員は、当組合が前(1)項により商品を引き取ったときは、会員と当組合が協議の上決定した相当な価値をもって本規約に基づく債務の弁済に充当することに同意するものとします。なお、過不足が生じたときは、会員と当組合の間で直ちに精算するものとします。

第36条(見本・カタログ等による申込をした場合において、引渡された商品及び役務(以下「商品等」という)が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品の交換を申請するか、または売買契約の解除ができるものとします。

第37条(支払停止の抗弁)

1.会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるときまでの間、当該事由の存する商品・権利・サービスについて支払いを停止することができるものとします。

2.会員は、当組合が前(1)項により商品を引き取ったときは、会員と当組合が協議の上決定した相当な価値をもって本規約に基づく債務の弁済に充当することに同意するものとします。

3.会員は、見本・カタログ等により申込をした場合において、引渡された商品及び役務(以下「商品等」という)が見本・カタログ等と相違している場合は、加盟店に商品の交換を申請するか、または売買契約の解除ができるものとします。

4.会員は、本規約第2項の申し出をするときは、予め上記の事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。

5.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

6.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

7.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

8.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

9.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

10.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

11.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

12.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

13.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

14.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

15.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

16.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

17.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

18.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

19.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

20.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

21.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

22.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

23.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

24.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

25.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。

26.会員は、本規約第2項の申し出をしたとき、直ちに所要の手続きをとるものとします。